

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業の概要等

1 計画概要

(1) 目的

尾三衛生組合の現有施設である東郷美化センターは、ごみ焼却施設が平成9年11月、粗大・不燃ごみ処理施設が平成11年3月に竣工し、ごみ焼却施設は老朽化が進行していたため、平成27年度から令和元年度にかけて基幹的設備改良工事を実施している。令和3年度に「施設整備検討業務」を策定し、令和4年度に集約化までの整備方針を検討した結果、令和16年度稼働を目指し、新しいごみ焼却施設と粗大・不燃ごみ処理施設を整備していくこととした。

本事業は、同組合の新たなごみ処理施設の建設を目的とするものである。

(2) 事業者

尾三衛生組合

(3) 事業実施想定区域の位置

愛知郡東郷町大字諸輪字百々51番地23

(4) 事業規模

処理能力 約191トン/日

2 手続根拠法令

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）

3 経緯

2025年10月29日 配慮書の案の公告・縦覧（～11月27日）

2026年1月8日 配慮書の県への送付

1月16日 審査会の開催（諮問）

2月24日 尾張東部・尾三ごみ処理施設部会

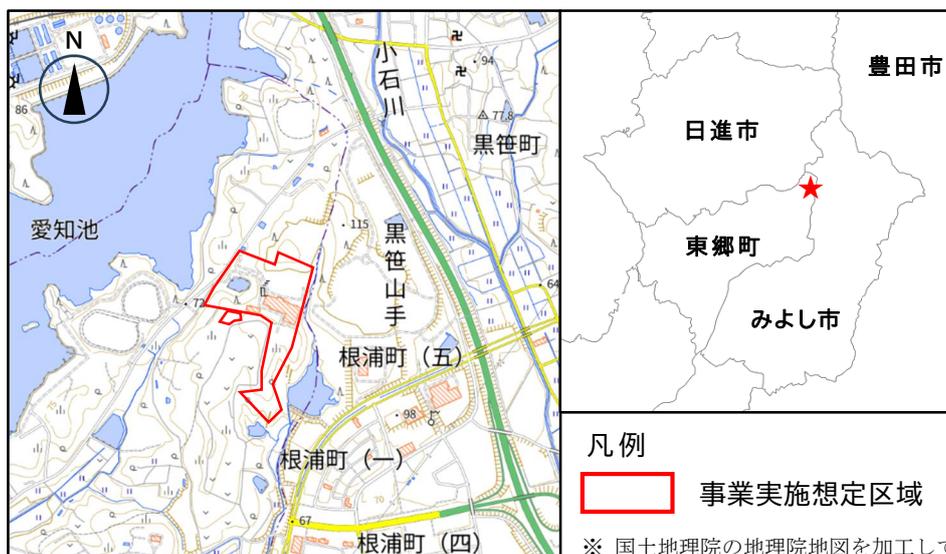
3月3日 審査会の開催

4 今後の対応

知事は、審査会の答申、関係市町長意見等を踏まえ、計画段階環境配慮書について環境の保全の見地からの意見を事業者へ通知する。

この知事意見の通知は、事業者から計画段階環境配慮書の送付があった日（2026年1月8日）から90日（2026年4月8日）以内に行う。

5 事業実施想定区域の位置



尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価の手の続の流れ

